

公調委事第 115 号  
令和 4 年 6 月 17 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫殿

公害等調整委員会委員長  
荒井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和 3 年 12 月 21 日付け国不収第 84 号をもって意見照会のあった、道路事業に関して、A 収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和 a 年 b 月 c 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

### 意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

### 理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
  - (1) B 市（以下「起業者」という。）は、令和 d 年 e 月 f 日、本件裁決に係る土地及びその上に存する家屋（以下「本件土地家屋」という。）の登記上の所有名義人であった C の法定相続人（相続分の全部を他の相続人に譲渡した g 名を除く。）を本件土地家屋の所有者として本件裁決の申請をし、その法定相続人の一人である D については、死亡していたため、本件裁決において本件土地家屋の所有者として掲げられた h 名のうち、E、F、G、H 及び I（以下「E ほか 4 名」という。）を D の相続人であるとして本件土地家屋の所有者とした。しかし、D は平成 i 年 j 月 k 日、J 地方裁判所において、当時の破産法による破産宣告を受けており、平成 l 年 m 月 n 日の死亡時まで本件土地家屋の共有持分権を保有

し続けているということはありません。ところが、起業者は、Dの各相続人を本件土地家屋の所有者と判断して、本件裁決申請を行っており、この申請は事実誤認に基づくものであるところ、処分庁はその裁決申請を認容した。この判断は、財産法に関する公の秩序に反する結果を招くものであり、その取消しを求めることは私的な損失補償に関する不服申立てとはいえない。

- (2) Cからの相続につき各共同相続人間で遺産分割がされる場合、Dについては、本件土地家屋につき、昭和o年p月q日、当時の勤務先からの借入金の担保としてCから抵当権の設定を得たが弁済せず、保証人であるKが完済し抵当権抹消登記がされた後死亡していることから、特別受益を理由として相続分はゼロであると解される。この点からも、Dに共有持分権があったとすることは事実誤認である。

## 2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件裁決において、Dの相続人であるEほか4名を本件土地家屋の共有者としていることは、Dがその死亡前に破産宣告を受け、本件土地家屋の共有持分権を保有し続けていたということはありませんから、事実誤認に基づく裁決申請を容認したもので、違法である旨主張する（前記1(1)）。

資料によれば、①本件土地家屋の登記上の所有名義人であったCは、昭和r年s月t日に死亡し、Dは、その法定相続人であったこと、②Dは、平成i年j月k日にJ地方裁判所から破産宣告を受けたが、その破産手続は、平成u年v月w日に、「破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない」ことを理由に廃止となり、同廃止決定は確定したこと、③Dについては、同年x月y日、免責決定もされ、同決定も確定したこと、④J地方裁判所の破産事件の記録の表紙には、不動産の有無の欄の「無」に丸印が記載されているが、事件記録の保存期間は終了しており、その詳細は不明であること、⑤Dは、平成l年m月n日に死亡し、その法定相続人は、Eほか4名であること、⑥起業者は、平成z年に本件土地家屋について、Cの相続人であるLらと任意売却の交渉を開始したが、その交渉が進まなかったため、令和d年e月f日、Eほか4名を含むCの相続人ら（相続分の全部を他の相続人に譲渡したg名を除く。）h名を本件土地家屋の所有者として本件裁決の申立てをしたこと、⑦本件裁決の申立書に添付された土地調書及び物件調書では、そのh名が本件土地家屋の所有者とされ、審査請求人を含むh名の各人が異議なく署名押印

していること、⑧令和 a a 年 a b 月 a c 日に開催された処分庁における審理期日には、Cの相続人のMと、Eほか4名のうちの1名であるGが出席したが、Eほか4名を含むh名が本件土地家屋の所有者であるとの起業者の説明に対し、兩名は何ら意見がないとの回答をしたこと、以上の事実が認められる。

以上の事実からすると、Dは破産宣告を受けたものの、本件土地家屋の法定相続分について破産財団に属するものと扱われないまま破産手続が廃止になり、免責決定までされており、その後、本件土地家屋の法定相続分が破産財団に属していたことを前提とする何らかの措置がされたことを窺<sup>うかが</sup>わせる証拠はないから、Dが、死亡するまでの間に、本件土地家屋についての法定相続分を破産手続によって失ったことを認定することはできない。また、破産手続において、上記のとおり本件土地家屋の法定相続分が破産財団に属するとの扱いはされていないが、破産管財人において、本件土地家屋の法定相続分の保有を把握できなかったことはあり得るし、本件裁決までの間に、他の相続人から遺産分割や共有持分放棄等があったとの主張がされた事実が認められないことから、Dがこれらの事実によって本件土地家屋の法定相続分を失ったとの推認をすることはできない。このように、Dが、遺産分割や共有持分放棄等の破産手続とは異なる他の理由で本件土地家屋の法定相続分を失った事実を認めるに足る証拠もない。そして、審査請求人は、Dの法定相続人であるEほか4名を本件土地家屋の所有者に含める土地調書及び物件調書に異議なく署名押印しており、当該調書記載事項には真実に合致するとの推定力が認められることから、同人らを所有者に含めることが真実に反するというのであれば、そのことを立証しなければならない（土地収用法第38条）。しかし、上記のとおり、その立証があるとはいえない。

したがって、Dが本件土地家屋の法定相続分を保有していなかったことを前提とする審査請求人の上記主張は理由がない。

- (2) 次に、審査請求人は、Dについては、本件土地家屋につき、昭和 o 年 p 月 q 日、当時の勤務先からの借入金の担保としてCから抵当権の設定を得たから、特別受益を理由として相続分はゼロであると主張する（前記1(2)）。

資料によれば、Dが、その債務について、昭和 o 年 p 月 q 日、C所有の本件土地家屋に抵当権の設定を受けた事実は認められる。しかし、資料によれば、上記債務については、保証人であるK（審査請求人の亡父）により弁済がされ、昭和 a d 年に抵当権抹消登記がされているから、被

相続人であるCからの特別受益があったと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。